

徳山医師会地域包括支援センター運営規程

第一章 名称と所在地

(名称)

第1条 一般社団法人徳山医師会定款第4条第2項による地域包括支援センターの名称を徳山医師会地域包括支援センター（以下「包括支援センター」）という。

2. 包括支援センターの運営に関しては本規程によるほか、「周南市包括的支援事業委託契約書」による。

(所在地)

第2条 包括支援センターの所在地は、山口県周南市東山町6番28号とする。

第二章 目的

(目的)

第3条 周南市が設置し、徳山医師会が受託運営する包括支援センターが行う包括的支援事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、包括支援センターの専門職が適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

第三章 運営方針

(運営方針)

第4条 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4. 事業の実施にあたっては、市町村、各地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の介護予防支援事業所、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

第四章 構成及び義務

(職員の構成と任免)

第5条 包括支援センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、徳山医師会会長がこれを任免する。

- 1) 保健師または経験のある看護師 1名以上（常勤）
- 2) 社会福祉士 1名以上（常勤）
- 3) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
- 4) その他必要職種の職員を若干名置くことができる。

2. 徳山医師会会長が定めた管理者を置くものとする。

(職員の服務ならびに責務)

第6条 職員の服務ならびに責務は次のとおりとする。

- 1) 管理者は包括支援センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2) 職員は会長の指示に従い別に定める病院就業規則に準じて職務を果たさなければならない。
- 3) 職員は互いに協働しながら、行政等関係機関との連携を図り、第4条の運営方針及び第9条の包括支援センターの機能に基づき業務を行う。

第五章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日
但し、国民の祝日及び国民の休日並びに年末年始(12月30日から1月3日)お盆(8月15日)は除く。
- 2) 営業時間 午前8時30分から午後5時とする。
- 3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第六章 地域包括支援センター運営協議会との協議

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第8条 下記の事項について地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- 1) 包括支援センターの公正・中立性の確保に関すること
- 2) 包括支援センターの職員の確保に関すること

第七章 包括支援センターの機能

(包括支援センターの機能)

第9条 包括支援センターは、以下の基本機能を担うものとする。

- 1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)
- 2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上、必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)
- 3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)
- 4) 介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)

第八章 事業の委託

(事業の委託)

第10条 包括支援センターは、第9条第4号の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うにあたって介護予防サービス・支援計画書の作成・変更・経過観察・再評価・記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

第九章 利用契約

(利用契約)

第 11 条 包括支援センターが介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うにあたっては、利用者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書を締結しなければならない。

第十章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、周南市内 遠石・関門・中央・今宿地域とする。

第十一章 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待防止)

第 13 条 包括支援センターは、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第十二章 会 計

(会 計)

第 14 条 包括支援センターの会計は次に掲げるもので構成される。

- 1) 市よりの委託料
- 2) 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費
- 3) その他の補助金等

2. 包括支援センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(総会への報告)

第 15 条 包括支援センターの事業計画並びに収支予算は、年度開始前に理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。

2. 収支決算は毎年度末監査を経た上、理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。

第十三章 報告の義務

(市への報告)

第 16 条 包括支援センターの事業計画、収支予算ならびに収支計算は「周南市包括的支援事業委託契約書」に基づき毎年度市へ報告しなければならない。

第十四章 その他運営に関する重要事項

(秘密の保持)

第 17 条 包括支援センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2. 職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 18 条 包括支援センターは、提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第 19 条 包括支援センターは、利用者に対する場合に緊急な事態や事故が発生した場合には、当該家族、市町村その他関連機関への連絡、医療機関への対応を行う。事故の状況及び事故に際してとった処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行う。

(感染症対策の強化)

第 20 条 包括支援センターは、感染症の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第 21 条 包括支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するため、職場や利用者または養護者等から受けるハラスメントに対し、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(2) 被害者への配慮のための取り組みを行う。

(3) 被害防止のための取り組みを行う。（マニュアル作成、研修の実施等）

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 包括支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 包括支援センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 23 条 包括支援センターは、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 包括支援センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(賠償責任)

第24条 包括支援センターの業務遂行について生じた損害については、「周南市包括的支援事業委託契約書」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する事項)

第25条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は運営委員会で協議し理事会の承認を得て定めるものとする。

(規程の改廃)

第26条 本規程の改廃は、運営委員会の議決によるものとする。但し、運営委員会において重要と認められる変更については、理事会の承認を得なければならない。

付 則

本規程は平成18年4月1日より施行する。

平成23年 4月1日一部変更 (平成23年 3月16日理事会承認)
平成25年 4月1日一部変更 (平成25年 4月 8日運営委員会承認)
平成28年 4月1日一部変更 (平成28年 4月25日運営委員会承認)
平成28年11月1日一部変更 (平成28年12月 2日運営委員会承認)
平成29年 4月1日一部変更 (平成29年 3月24日運営委員会承認)
令和 4年 4月1日一部変更 (令和 4年 4月25日運営委員会承認)
令和 5年 2月1日一部変更 (令和 5年 2月15日運営委員会承認)
令和 5年 4月1日一部変更 (令和 5年 4月26日運営委員会承認)
令和 6年 1月1日一部変更 (令和 6年 2月21日運営委員会承認)
令和 6年 4月1日一部変更 (令和 6年 2月21日運営委員会承認)